

職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針案について（概要）

1. 趣旨

中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 12 条第 1 項においては、主務大臣は、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針を定めることができることとされており、同法第 13 条第 5 項においては、経営力向上計画の認定に当たって、経営力向上の目標等が当該指針に照らして適切なものであることを求めている。

今般、職業紹介事業・労働者派遣事業における中小企業者等のより一層の経営力向上を図るため、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針を定める。

2. 内容

職業紹介事業・労働者派遣事業の動向及び課題を踏まえ、以下について定める。

(1) 経営力向上の実施方法に関する事項

経営力向上計画の計画期間を 3 年間、4 年間又は 5 年間とし、計画期間終了時までの労働生産性の伸び率の目標が、それぞれ 1 %以上、1.5 %以上又は 2 %以上であることを求めることとする。また、派遣元事業主の労働生産性の算定においては、労働者にその雇用する派遣労働者を含むこととする。

(2) 経営力向上の内容に関する事項

経営力向上計画の作成に当たっては、以下の事項から 1 つ以上を選んで実施することとしなければならないこととする。

① 人材の確保及び育成に関する事項

- ・ 求職者及び派遣労働者の確保
- ・ 求職者及び派遣労働者の育成
- ・ 人材サービス従事者の育成及び定着

② 経営管理に関する事項

- ・ 経営全体のマネジメント
- ・ 自主管理指標の活用

③ 営業活動に関する事項

- ・ 顧客分析による新たなサービスの提供
- ・ 経営資源の組合せ

④ ICT 導入及び省エネルギーの推進に関する事項

- ・ ICT 導入による新規顧客の獲得
- ・ ICT 導入によるバックヤード業務の効率化
- ・ ICT を活用するための人材の確保
- ・ 省エネルギーの推進によるコストの低減

(3) その他

雇用への配慮、経営力向上計画の進捗状況の調査、外部専門家の活用等について、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成 17 年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 2 号）を踏まえて定め、事業分野別経営力向上推進機関に関する事項について、同告示の第 5 の 4 から 6 までに定めるところによることとする。

3. 適用期日等

告示日：平成 31 年 1 月下旬（予定）

適用期日：告示の日

参照条文

◎中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）（抄）

（事業分野別指針）

第十二条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2～5 （略）

（経営力向上計画の認定）

第十三条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人（以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあっては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあっては合併により設立される会社又は法人（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあっては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあっては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 経営力向上の目標
- 二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
- 三 経営力向上の内容及び実施時期（事業承継等を行う場合にあっては、その実施時期を含む。）
- 四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 経営力向上設備等の種類

3・4 （略）

5 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 第二項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあっては、基本方針）に照らして適切なものであること。
- 二 第二項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

6～9 （略）